

特集 《知的財産権とお金》

米国特許訴訟における損害賠償は 何故高額になるのか



会員 服部 健一

要 約

米国は 1970 年代のカーター大統領のプロ特許政策により CAFC が設立（1982 年）されると共に、連邦裁判所も数多くのプロ特許的判決を下して来た。その内でも 1983 年の GM 判決は、米国特許法第 284 条の規定はリーズナブルなロイヤルティは最低限の補償であり、立証できれば種々の逸失利益も認められ、「完全なる補償（complete compensation）」を規定していると解釈して、それ以来、数々の論理の損害賠償が認められて来た。そのせいか、米国では損害賠償額が 1000 億円を越える特許訴訟事件はかなり多くあり、日本の高額でも数 10 億円位の事件より圧倒的に多額である。製品や部品を海外生産し、海外からの供給に依存する体質になっている米国産業にとって特許による米国基本技術の保護は益々重要になっているので今後も多額の損害賠償による救済は軽々には衰えないであろう。但し、その立証は推測的なものではなく、根拠のある証拠に基づくことが要求されている判決が下されているのも確かである。

キーワード

侵害を適切に補償する損害賠償（damages adequate to compensate infringement）、リーズナブルなロイヤルティ（reasonable royalty）、逸失利益（lost profits）、全体市場価値ルール（entire market value rule）、市場再参加（re-entry into the market）、必須付属品（convoy goods）、価格低減（price erosion）、3 倍賠償（Triple damages）、総利益（total profit）

目次

1. はじめに／米国特許政策の変遷
2. 米国特許法第 284 条（損害賠償）
 2. 1 概略
 2. 2 リーズナブルなロイヤルティ（Reasonable Royalty）
 2. 3 逸失利益（Lost Profits）
 2. 4 全体市場価値ルール（Entire Market Value Rule）
 2. 5 市場再参加（Re-Entry into the Market）
 2. 6 必須付属品（Convoy goods）
 2. 7 価格低減（Price erosion）
 2. 8 利息とコスト（Interest and Costs）
 2. 9 3 倍賠償（Triple damages）
3. 米国特許法第 289 条（デザイン特許の追加的救済、総利益）
4. 米国特許法第 285 条（弁護士費用）
5. 立証基準
6. 損害賠償の日米比較
7. まとめ

1. はじめに／米国特許政策の変遷

米国は国民／個人を主体とする自由な国として英国から独立して発展し、そのために技術開発が盛んになり、

1900 年前後にエジソン、ライト兄弟等の大発明家が多数生まれ、彼らは特許独占を基幹として発展して来た。

反面、特許独占は競争原理を低下させるので、米国政府はライト兄弟の米国特許にパテント・プールを設定したりして対応策を取った⁽¹⁾。しかしながら、特許独占は進んで行ったのでシャーマン法（1890 年）とクレイトン法（1914 年）の独禁法が制定され不当に独占する企業は解体されて競争原理を活性化させて来た。それでも 1929 年に大恐慌が勃発したので特許独占は益々嫌悪され始め、アンチ特許政策が始まり、最高裁で多くの特許は無効と判決され⁽²⁾、米国特許出願数は 10 万件位までで推移し、当時は増加しなかった。

その後米国は第二次世界大戦に勝利して、米国産業は順調に発達したが、やがて高賃金、製造物責任等の問題から 1970 年代頃になると米国企業は海外生産を活発化させ、そのために輸入による貿易赤字が顕著となり、ドル安となり米国経済に陰りが生じ始めた。

そこでカーター大統領（1979～1981 年）は、何故米国企業は開発した基本技術の特許で守らないのか、何故もっと特許出願をしないのか、と特許政策を大変更し、プロ特許政策を打ち出し、CAFC を 1982 年に創設した。同時に米国最高裁判所も同調し、1979 年に微生物に特許を認めるチャクラバーティ判決⁽³⁾を出し、特許法 101 条の特許適格主題はとにかく広い規定であるということを示したために特許出願は増大し始めた。

また、最高裁は 1983 年の GM 判決⁽⁴⁾では米国特許法第 284 条は「完全なる賠償（complete compensation）」を規定しており、リーズナブルなロイヤルティは最低限の保証であると判示して米国特許の価値を高め、損害賠償は高額になり始めた。反面、その結果トロール特許⁽⁵⁾が続出した。それを是正するために 1996 年にウルグァイ協定を導入して公開制度と特許期間を出願から 20 年に制限する改正が行われ、更には 2011 年には先発明主義から先願主義へ移行する AIA 特許制度が施行されて来た。

しかし、特許適格主題の広さと巨額の損害賠償は米国特許法体系の重要な課題となっている。

2. 米国特許法第 284 条（損害賠償）

2. 1 概略

米国特許法第 284 条は特許侵害訴訟における請求人の損害の賠償について下記のように規定している。

§ 284. Damages	第 284 条（新法）損害賠償
<p>Upon finding for the claimant the court shall award the claimant damages <u>adequate to compensate for the infringement</u> but in <u>no event less than a reasonable royalty</u> for the use made of the invention by the infringer, <u>together with interest and costs</u> as fixed by the court.</p> <p>When the damages are not found by a jury, the court shall assess them. In either event <u>the court may increase the damages up to three times</u> the amount found or assessed. Increased damages under this paragraph shall not apply to provisional rights under section 154 (d).</p> <p>The court may receive <u>expert testimony</u> as an aid to the determination of damages or of what royalty would be reasonable under the circumstances.</p>	<p>裁判所は、請求人に有利であると事実認定をしたときは、請求人に対し<u>侵害を補償するのに適切な損害賠償を裁定しなければならず、当該賠償はいかなる場合にも、侵害者が行った発明の使用に対するリーズナブルなロイヤルティに裁判所が定める利息及び費用を加えたものを下回ってはならない。</u></p> <p>損害賠償額について陪審による評決が行われなかった場合は、裁判所がそれを査定しなければならない。いずれの場合でも、裁判所はその損害賠償額を評決又は査定額の 3 倍まで増額することができる。本段落に基づいて増額される損害賠償は、第 154 条（d）に基づく仮保護の権利には適用されない。</p> <p>裁判所は、必要に応じて損害賠償額又は適切なロイヤルティを決定するための補助として、<u>専門家証人の証言を聴取できる。</u></p>

以上のように米国特許法第 284 条は、請求人の損害賠償について、

- 裁判所は侵害を適切に保障する（adequate to compensate）損害賠償を裁定し、
- いかなる場合（in no event）もリーズナブルなロイヤルティ、利息、費用を下回ってはならず、
- 損害賠償額を 3 倍まで増額できる。

と非常に広く規定している。

そして、その額を決定するためには専門家証人の証言を用いて良いと規定しているので専門家証人の役割が非常に重要で、その証言によって左右されることになる。

最高裁判所はこの第 284 条の規定を GM 判決⁽⁴⁾で「完全なる賠償（complete compensation）」を規定している

と解釈したので、連邦裁判所もそれ以来以下に述べる種々の損害賠償を認めて来た。

2. 2 リーズナブルなロイヤルティ (Reasonable Royalty)

リーズナブルなロイヤルティは、いかなる場合でもそれを下らない (in no event less than a reasonable royalty)、と規定しているので、最低限の損害賠償として保障されていることになる⁽⁶⁾。

これは、特許権者と侵害者が侵害前にもしライセンス交渉を行ったと仮想して (hypothetical negotiation)、その場合のリーズナブルなロイヤルティはいくらであったであろうか、という事を立証することによって成立する⁽⁷⁾。

このためにはその業界や技術分野での標準的ロイヤルティ、そして特許権者と侵害者の競争関係等の証拠が参考にされることになる。

284 条は、リーズナブルなロイヤルティはあくまで最低限の損害賠償と規定されているので、特許権者が立証できれば他の損害賠償 (逸失利益等) も得られることを意味する。そのためこれまでの判例では下記に示す種々の理論の損害賠償が認められて来た。

但し、特許権者は重複して損害賠償を得ることはできず、原則として高い方の損害賠償を得ることができる (最大回収ルール)⁽⁸⁾。

2. 3 逸失利益 (Lost Profits)

十分な損害賠償には逸失利益も入り、これはもし侵害品がなければ特許製品が生産、販売されたはずで、それに基づく利益があったと立証できた場合の損害賠償である。通常はこの方がリーズナブルなロイヤルティより高くなるものである⁽⁹⁾。

逸失利益を立証するためには But-for-Test が適用され、もし特許侵害製品がなければ (but for)、特許権者はその分特許製品を生産して販売する能力 (工場生産力、販売網等) があり、且つ販売できたであろう、つまり消費者が購入したであろうということを立証しなければならない⁽¹⁰⁾。

その1つの例としては、プロ特許を助長した 1986 年のインスタントカメラをめぐる裁判官裁判による損害賠償約 1000 億円のポラロイド対コダック⁽¹¹⁾の特許訴訟である。コダックは中東で特許侵害になるインスタントカメラを販売したが、もしそれがなければポラロイドは同社のインスタントカメラを中東で販売できたか、が1つの争点になった。カメラはどこでも女性の写真を撮ることが主な目的であるが、中東では女性は外ではベールをかぶるので家の中で撮らなければならなかった。コダックのインスタントカメラはフラッシュが内蔵されていたが、当時のポラロイドのインスタントカメラはフラッシュが内蔵されていなかった。そこで地裁裁判官はポラロイドのインスタントカメラでは家の中で写真を撮れないということから中東ではポラロイドのインスタントカメラは販売できなかったであろう、という論理でその損害賠償を認めなかった。

また、逸失利益には立証できれば下記の特種な損害賠償もあるので非常に高額になる事があり、特許の価値はとにかく高くなる (日本や他の諸外国には下記のような損害賠償はまずないのではないか)。

2. 4 全体市場価値ルール (Entire Market Value Rule)

部品の特許でも、その機能や特徴のために特許部品を含む製品の販売が助長されたという立証があれば、特許は部品に係わるものでも製品の価格や利益で損害賠償の額も計算されるというのが全体市場価値ルール⁽¹²⁾である。このため特許は部品に係わるものであっても損害賠償は製品で計算されるので高額になり易い。

しかし、この原理の適用が一時容易になり、高額な損害賠償が増加したため 2011 年の Uniloc 判決⁽¹³⁾で全体市場価値ルールを適用するためには製品が特許部品のために販売されたという関係の確たる立証が必要である、と軽々には適用できないと判決された。

AIA 特許法は提案当初、中々成立しなかったが、それは先願主義導入のための改正点というよりも、損害賠償の 284 条に全体市場価値ルールを是正する文面が入っていたためにプロ特許派とアンチ特許派の間で揉めていたため、Uniloc 判決が下されてその点の改正が外されたので AIA 特許法が一気に成立したという経緯がある。

2018年のPower Integrations事件⁽¹⁴⁾では陪審員は全体市場価値ルールを適用して約1億4000万ドル（当時約150億円）の評決を下した。しかし、その控訴でCAFCは全体市場価値ルールを適用するためには消費者が部品特許の特徴のためにその製品を購入したという十分な証拠が必要であるがその証拠が十分でないとい評決を破棄したので近年は全体市場価値ルールの運用はより適正化されて来ていると言えよう。

2. 5 市場再参加 (Re-Entry into Market)

侵害をしていた者はたとえ差し止め判決があっても生産、販売ができなくなっても、特許権が満了した後は市場に再参加できるが、その場合、侵害を全くしていない者よりも生産技術の経験、生産施設等があるためより有利であるという損害賠償⁽¹⁵⁾である。これは一種の不当利益ともいえるので米国以外の国ではまず考えられない理論であろう。

1992年のコイル対S社訴訟⁽¹⁶⁾では他の被告であったニンテンドーとアタリ⁽¹⁷⁾は公判前に約3000万円で和解していたが、S社は公判まで進んだ。そして陪審員は損害賠償は約57億円という評決を下した。その内、通常の損害賠償は約半分で、市場再参加分は残りの約半分の25億円位にもなっていた⁽¹⁸⁾。

2. 6 必須付属品 (Convoy goods)

カメラの特許侵害によって、カメラのみならずカメラケースや三脚等の付属部品も必ず販売されれば、たとえこれらの付属品は特許侵害とは直接的に関係がなくても、ビジネス上これらの利益も損害賠償の対象になり得る。全体市場価値ルールに類似した理論であるが、この論理も米国以外の国では考え難い論理と考えられる。

Micro判決⁽¹⁹⁾そしてMinco判決⁽²⁰⁾事件では特許製品では損害賠償は少なかったが、非特許製品の販売額が大きく、それが損害賠償として認められた事件である。

2. 7 価格低減 (Price erosion)

特許侵害品が安価で販売されると特許製品も価格を低減して販売せざるを得なくなり、一旦、特許製品の価格を低く設定すると、たとえ侵害品を差し止めで止めても特許製品の価格を適正に戻すことはできない事が多い。

つまり、特許侵害品が最初からなければ特許製品は市場を独占できるので価格も高く設定できたはずで、その差額の損害賠償を価格低減（浸食）という。

1992年の3M事件⁽²¹⁾ではその額は2900万ドル（当時約30億円）にもなっている。

2. 8 利息とコスト (Interest and Costs)

284条は損害賠償には利息とコストが付加されると規定している。

利息は米国財務省短期証券利率（treasury bill rate）が適用され、原則として地裁における判決が下されてから加算されるが、事件によっては判決前の損害が始まった日から加算される場合もある。

コストの方は連邦訴訟手続規制54条（d）（1）に定められた裁判所の費用でこの額は大したことはない。

2. 9 3倍賠償 (Triple damages)

以上の損害賠償は陪審員が事実認定して評決で定めるが、第284条は特許侵害ないし訴訟行為に重大な問題がある場合には「…裁判所はその損害賠償を評決又は査定額の3倍まで増額することができる」と規定している。

これは裁判官（陪審員ではない）が特許侵害に重要な問題点（故意侵害、不公正行為等で、これらの点は陪審員が事実認定する事が多い）があった場合にそれらの行為を勧告して裁判官が裁量で損害賠償額を3倍まで増額できるという規定である⁽²²⁾。よって、何倍にするかは陪審員は原則として関与しない。

これを避けるためには侵害となった製品を販売する前に米国弁護士の特許非侵害ないし特許無効の鑑定、アドバイスを入手しておき、特許侵害がないと信じていたことはリーズナブルであった、という証拠を残しておくことである。要するに特許侵害を回避するための十分な努力をしていることを示すことができれば損害賠償の増額は軽々

には認められるものではない。

3. 米国特許法第 289 条 (デザイン特許の追加的救済、総利益)

以上の基本的損害賠償以外に、デザイン特許については 289 条に追加的救済が規定され、下記のように「総利益 (total profit)」を支払わなければならないと規定している。

§ 289. Additional remedy for infringement of design patent	第 289 条 (新法) デザイン特許の侵害に対する追加的救済
<p>Whoever during the term of a patent for a design, without license of the owner, (1) applies the patented design, or any colorable imitation thereof, to any article of manufacture for the purpose of sale, or (2) sells or exposes for sale any article of manufacture to which such design or colorable imitation has been applied shall be liable to the owner to the extent of his total profit, but not less than \$250, recoverable in any United States district court having jurisdiction of the parties.</p> <p>Nothing in this section shall prevent, lessen, or impeach any other remedy which an owner of an infringed patent has under the provisions of this title, but he shall not twice recover the profit made from the infringement.</p>	<p>デザイン特許の存続期間中に、特許権者の許諾を得ないで、(1) 販売するための製造物品に特許デザイン又はそのいかなる些細にしか異なる模倣のデザインを利用した者、又は (2) 特許デザイン若しくは些細にしか異なる模倣のデザインが利用されている製造物品を販売した者、若しくは販売のために展示した者は、当事者に対する管轄権を有するいかなる合衆国地裁で回収可能な、\$250 を下回らない総利益までを特許権者に支払う責任を負う。</p> <p>本法の如何なる規定も、侵害された特許権者は本特許法の規定に基づいて有する他の救済を妨げられたり、減少させされたり又はそれに異議を申し立てされたりするものではないが、特許権者は侵害によって得られた利益を 2 度、回収することはできない。</p>

この規定によるとデザインが部品に係わる場合、総利益とはその部品の総利益か、あるいはその部品を含む製品の総利益か不明である。

アップル対サムスンの iPhone 訴訟では、問題となったデザイン特許はアイコンの配列 (ショートカットボタン) を表示する表面部品であったが、最初の訴訟の陪審員はその特徴でギャラクシーが販売できたと考え、ギャラクシーの総利益で計算したようで 10.5 億ドル (当時約 1100 億円) の評決を下した。その後裁判所が色々な理由で減額し最終的にはデザイン特許分は約 500 億円に減額され、CAFC はそれを支持したがサムスは最高裁へ上告した。

最高裁は「総利益」の解釈について製品 (ギャラクシー) 全体の総利益という解釈は必ずしも正しくなく、特許部品 (アイコン配列表面) の総利益の可能性があると見て 500 億円を破棄して CAFC へ差し戻し、CAFC は地裁へ差し戻した。

ところが差し戻し審の新しい陪審員は、最高裁の判決にもかかわらず、やはりギャラクシーの総利益から計算したようで 5.4 億ドル (当時約 600 億円) という最初の陪審員の評決より高い額を評決した⁽²³⁾。その 2 回目の評決の直後にサムスは訴訟を諦めて 2020 年に和解した。

デザイン特許についてはこのような 289 条の特殊な規定が存在する理由は、恐らくデザイン特許の侵害は米国が開発したデザインの模倣であることが明らかであるとも言えるのでそのような侵害者を厳格に罰するという発想から生じているのであろう。この 289 条は、デザイン特許について全体市場価値ルールの適用があり得ることを条文化したといえなくもない。

4. 米国特許法第 285 条 (弁護士費用)

損害賠償以外にも米国特許法第 285 条は、弁護士費用について下記のように規定している。

§ 285. Attorney fees	第 285 条 (新法) 弁護士費用
<p>The court in exceptional cases may award reasonable attorney fees to the prevailing party.</p>	<p>裁判所は例外的事件において、勝訴当事者に適切な弁護士費用を与えることができる。</p>

裁判所は例外的事件では勝訴当事者にリーズナブルな弁護士費用を認めてもよい、と規定しているので、侵害者の特許侵害が故意であったり、不公正行為があったような例外的に悪質な場合には勝訴した特許権者に弁護士費用

が認められる可能性がある⁽²⁴⁾。

「例外的な事件」であるか否かは敗訴者の行為が悪質であったか否かという事実認定問題であるので陪審員が評決することが多い。

そして裁判官がその評決の事実認定を参考にしてリーズナブルな弁護士費用を認めるべきケースであるか否か、認めるべきである場合にはリーズナブルな額はいくらであるかを裁量で決定する⁽²⁵⁾。

但し、認められる当事者は「勝訴当事者」であると規定しているので、特許権者の訴訟行為に問題があった場合には勝訴した被告にも弁護士費用が認められる場合もある⁽²⁶⁾。

5. 立証基準

損害賠償は特許侵害品がなければ特許権者はどの程度販売できたか、そしてどの程度利益を得たであろうか、という事実認定であるので陪審員が決定し、その基準は「証拠の優越 (Preponderance of evidence)」であって 51 対 49 以上の優位性を立証できれば良いことになるので、専門家証人の役割は重要である。つまり、いずれの当事者の専門家証人の証拠、証言や反対尋問での応答により信憑性あるいはより説得力があるかで決定されることになる。

よって、地裁の損害賠償についての評決／判決に対する控訴裁による審議は、①賠償額が著しく過大であったり (grossly excessive)、②明らかに実質的証拠によって支持されていないか、③明らかに予測的 (speculation) か又は推測的 (guesswork) でない限り支持されることになる⁽²⁷⁾。

2022 年の California 工科大学の特許訴訟事件では、地裁は損害賠償 11 億ドル (約 1500 億円) と判決したが、CAFC は専門家証人の証拠は十分でないと破棄して差し戻した⁽²⁸⁾。

6. 損害賠償の日米比較

以上の米国特許法の規定とそれに基づく数々の判例から米国特許訴訟では損害賠償がとにかく高くなるもので

表 1 (Table 1). 日米両国における高額損害賠償額と最終結果

2021 年 7 月作成

国	年	原告	被告	技術	評決額 (判決額)	最終結果 (暫定)
米国	2016 年	Idenix Pharm. イデニクス製薬	Gilead Sciences Inc. ギリエッド	薬品・バイオ	25.4 億ドル (2794 億円)	特許無効
	2013 年	Phizer ファイザー	Teva Pharm. テバ	薬品・バイオ	21.5 億ドル (2365 億円)	同左、和解
	2020 年	Centripetal セントリペタル	Cisco シスコ	情報	19.8 億ドル (2178 億円)	7.6 億ドル 和解
	2009 年	Centocor Inc セントコール	Abbot Inc. アボット	薬品・バイオ	16.7 億ドル (1837 億円)	特許無効
	2007 年	Alcatel Lucent アルカテルルーセント	Microsoft マイクロソフト	情報	15 億ドル (1650 億円)	2600 万ドル、 和解 (29 億円)
日本	2002 年	アルゼ	サミー	プログラム	74 億 2 千万円	特許無効
	1993 年	スミスクライン	藤本製薬	薬品	30 億 6 千万円	和解
	2002 年	キッセイ薬品工業	8 社	薬品	23 億 8 千万円	同左
	2010 年	ブリヂストン	アクシネット	スポーツ用品	12 億 4 千万円	同左
	2002 年	親和製作所	渡辺機械工業	機械	12 億 7 千万円	不明

出所：米国データ：2018 Patent litigation study PWC

<https://www.pwc.com/us/en/forensic-services/publications/assets/2018-pwc-patent-litigation-study.pdf>、表に記載した額はイニシャル額 (陪審員評決額等) であり、その後の控訴や訴訟の最終判決で減額されたり、ゼロになったケースは日米共にあるが、最終結果は当事者が明らかにしない事が多いので必ずしも明確ではない。

ある。

表1は米国と日本の特許訴訟における損害賠償額を比較した表でこの点から明らかなように米国の特許訴訟における損害賠償の多額な事件では1000億円～3000億円の事件が多くある。

これに対して日本の特許訴訟における損害賠償は多額の事件でも数10億円程度である。

このように米国における損害賠償が高額になる理由は特許が基本技術に係わり、且つ市場が大きいためであろうが、それ以上に特許法の関係条文の規定が広いことと、1970年代から始まったプロ特許政策（前述）とそれに基づく判例による損害賠償理論が発展して来たためであろう。

7. まとめ

以上は、代表的な判例に基づく損害賠償理論と計算方式であるが、問題特許市場におけるビジネスに詳しい専門家証人の証言によって決定されるため、事件によってはより特殊な理論や計算方式もあり得ると考えられない事はない。

ともあれ、米国ではリーズナブルなロイヤルティ分は最低限の補償であり、その上で逸失利益等については損害賠償理論が非常に発達しているのが必然的に額が巨大になる。そして、これらの損害賠償は新技術／特許によって新産業を起こす原動力にもなるのでシリコンバレーの新技術や新企業に依存する米国産業にとっては非常に有益で、当面この傾向に変化はないであろう。

(参考資料)

- (1) ライト兄弟は飛行機開発の特許で独占していたので、米国での飛行機開発に阻害が生じることを恐れた米国政府（現実に第一次世界大戦（1914～18年）の頃はフランス製の飛行機の方が優秀であったと言われる）は、1917年にManufacture's Aircraft Associationを発足させてパテント・プールを行い、参加企業にライセンスを強制させて飛行機の開発を促進させた（恐らく米国で初めてのパテント・プールであろう）。
- (2) 最高裁のJackson判事は1949年のJungersen判決で、「有効な特許は、我々最高裁がまだ手を下していない特許のみである（… the only patent that is valid is one which this court has not been able to get its hands on）」と述べたほど当時最高裁では特許は無効にされていた。*Jungersen v. Ostby & Barton Co.*, 335 U.S. 560 (1949)
- (3) *Diamond v. Chakrabarty*, 447 U.S. 303, 309 (1980) 101条の規定は非常に広く、「人類が太陽の下で開発した何ものでも特許になり得る（Anything under the Sun that is made by man is patentable）」という意見を述べた。
- (4) *General Motors Corp. v. Devex Corp.*, 461 U.S. 648 (1983)
- (5) Chakrabarty判決後に特許適格性を広く認める判決が続出し、パテント・トロールが流行り出したのでこの種のトロール特許はカーター・パテント・モンスターと呼ばれることがある。
- (6) *Stickle v. Heublein, Inc.*, 716 F. 2d 1550, 219 USPQ 377 (Fed. Cir. 1983).
- (7) *Fromson v. Western Litho Plate & Supply Co.*, 853 F. 2d 1568 (Fed. Cir. 1988)
- (8) 最大回収ルール（maximum recovery rule）*Oiness v. Walgreen Co.*, 88 F. 3d 1005 (Fed. Cir. 1996)
- (9) *Del Mar Avionics, Inc. v. Quinton Instrument Co.*, 836 F. 2d 1320 (Fed. Cir. 1987)（逸失利益は侵害品による利益損失が立証できた場合の利益損失で、リーズナブルなロイヤルティはその立証ができなかった場合の損失として計算される）
- (10) *Hebert v. Lisle Corp.* 99 F. 3d 1109, 40 U.S.P.Q.2d 1611 (Fed. Cir. 1996)
- (11) *Polaroid Corp. v. Eastman Kodak Co.*, 789 F. 2d 1556 (Fed. Cir. 1986)
- (12) *TWM Mfg. Co. v. Dura. Corp.*, 789 F. 2d 895, 229 U.S.P.Q. 525 (Fed. Cir. 1986)
- (13) *Uniloc USA, Inc. v. Microsoft Corp.*, 632 F. 3d 1320 (Fed. Cir. 2011)
- (14) *Power Integrations, Inc. v. Fairchild Semiconductor Int'l, Inc.*, (Fed. Cir. 2018年9月20日)
- (15) *BIC Leisure Products, Inc. v. Windsurfing International, Inc.*, 687 F. Supp. 134 (S.D.N.Y. 1998)
- (16) *Coyle v. SEGA of America Inc.*, ET AL2: 90-CV-02323, C.D.Cal.
- (17) Steve JobsがAppleを立ち上げる前に一時働いていた企業
- (18) この判決が下された時、筆者は大阪のニューオータニに出張で泊まっていたが、市場再参加の損害賠償の意味が理解できず、結局コイルの訴訟代理人のLorig弁護士に直接聞いてその損害賠償を初めて認めたWindsurfing判決を知らされた経緯がある。
- (19) *Micro Chemical, Inc. v. Lextron, Inc.*, 318 F. 3d 1119 (Fed. Cir. 2003) 家畜用のビタミン剤（非特許）の損害賠償は、供給装置（特許）の損害賠償より高かった。
- (20) *Minco, Inc. v. Combustion Engineering, Inc.*, 95 F. 3d 1109 (Fed. Cir. 1996) シリカ（非特許）の損害賠償は、それを処理する

ボイラー（特許）の損害賠償より高かった。

(21) *3M v. Johnson & Johnson Orthopaedics, Inc.*, 976 F. 2d 1559 (Fed. Cir. 1992)

(22) *United States v. Imperial Food Imports*, 834 F. 2d 1013 (Fed. Cir. 1987)

(23) *Apple Inc. v. Samsung Electronics Co., Ltd.* USDC, ND of Cal. Case No.11-CV-01846-LHK, May 24, 2018

(24) *Yarway Corp. v. Eur-Control USA, Inc.*, 775 F. 2d 268, 276 (Fed. Cir. 1985) 損害賠償の増額は故意侵害あるいは悪意の行為があった時にのみ認められる。

(25) *Eon-Net LP v. Flagstar Bancorp*, 653 F. 3d 1314, 99 USPQ 2d 1522, 1529 (Fed. Cir. 2011)

(26) *Interspiro USA, Inc. v. Figgie Int'l, Inc.*, 18 F. 3d 927 (Fed. Cir. 1994) 被告企業に対する特許訴訟を弁護した親企業の弁護士費用が認められた事件

(27) *Brooktree Corp. v. Advanced Micro-Devices, Inc.*, 977 F. 2d 1555 (Fed. Cir. 1992)

(28) *California Inst. of Tech. v. Broadcom Ltd.*, Fed. Cir. No.2020-2222, 2021-1527 (Fed. Cir. 2022)

(原稿受領 2023.6.1)